



保健所からのひとこと！

健康増進法が施行されて1年がたちました。この1年間で全国的には「学校と受動喫煙防止対策」は顕著に進んでいるようです。今回は「学校と受動喫煙防止」について情報提供いたします。

健康増進法

平成15年5月施行

第25条 「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理するものは、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

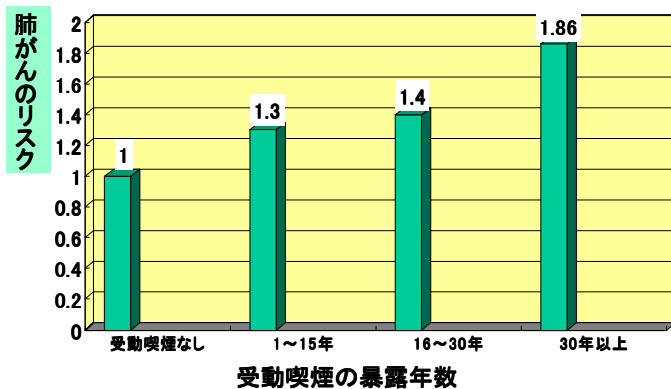
受動喫煙対策は施設の管理者の義務！

受動喫煙＝副流煙＋呼出煙



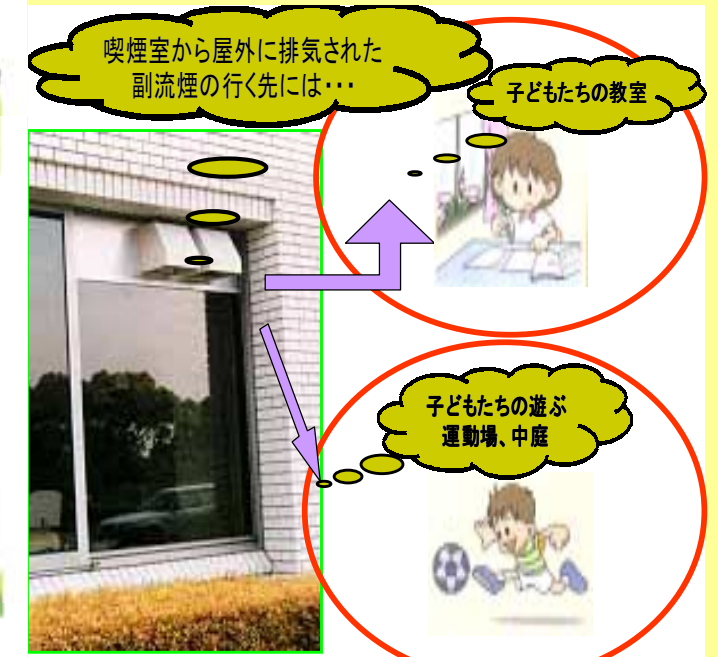
① 「健康増進法」では「受動喫煙の防止」が義務づけられました。「受動喫煙」とは、「副流煙(たばこの先から立ち上る煙)」と「呼出煙(喫煙者の呼気)」を、周囲の人が吸い込むことです。「副流煙」には「主流煙(喫煙者本人が吸い込む煙)」より多くの有害物質が含まれているため、たばこを吸わない人が受動喫煙を受けることのないように、この法律は定めています。

職場の受動喫煙と肺がんのリスク



② 左上のデータは、職場で受動喫煙を長く受ければ受けるほど非喫煙者が肺がんで死亡するリスクが高くなるというデータです。受動喫煙は周囲の人の健康に悪影響を与えます。健康増進法施行後、さまざまな場所で受動喫煙防止の対策が進んでいますが、特に、病気の人や子どもたちへの受動喫煙防止対策は全国的に顕著に進んできています。

学校と病院は「受動喫煙防止責任」と「教育的見地」から全国的には「敷地内禁煙化」が進んでいます！



③ 奈良県ではH16年3月に医師会と歯科医師会が合同で禁煙宣言を行いました。この宣言により、県内の医療機関においては受動喫煙防止のため禁煙化が進められます。またこの宣言の中で、医師会・歯科医師会は教育委員会や学校に対して敷地内禁煙を実施するよう積極的に働きかけることを宣言しています。学校敷地内に喫煙場所がある限り受動喫煙が起こる危険性があるからです。



④ 左上のデータは全国の小・中・高校に関する禁煙化状況を健康増進法施行6ヶ月後(H15年11月)の時点で日本小児保健協会がまとめたデータです。半年間で学校における禁煙化が顕著に進んでいる事がわかります。そして、右上のデータは健康増進法施行1年後(H16年6月)の各自治体単位での学校禁煙化状況です。子どもたちが受動喫煙の害をうけることなく学校生活が過ごせるよう、奈良県においても学校の禁煙化が進むことが望まれます。